

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. 本宿泊約款（以下「宿泊約款」といいます。）には、当館と宿泊契約及びこれに関連する契約の締結を行う者（以下「宿泊者」といいます。）との間の権利義務関係が定められています。
宿泊約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 宿泊者は、宿泊契約の申込みまたは宿泊の予約をするときは、次の事項を当ホテルに申し出ていただくものとします。
 1.) 宿泊者名、住所、電話番号等
 2.) 宿泊日及び到着予定時間
 3.) 利用宿泊プラン
 4.) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第 2.) 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
3. 宿泊者は、合理的な理由のない、同一利用者による同一日における重複する宿泊及び類似の日程における複数の宿泊の宿泊契約の申込みは、当館が可及的に多くのお客様に宿泊の機会を提供するため禁止されていることを了解の上、宿泊契約の申込みをするものとします。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、宿泊プランによっては、前条の申込後、事前決済を行っていただき当ホテルが入金を確認したときに成立するものとします。なお、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第4条 宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 1.) 宿泊の申込みが、宿泊約款によらないとき
 2.) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 3.) 宿泊者や施設の利用者が、次の（イ）から（ハ）に該当すると認められるとき
 - （イ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）、暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）

- す。)、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき
(ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
(ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
- 4.) 宿泊者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - 5.) 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき
 - 6.) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - 7.) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - 8.) 宿泊者が、宿泊約款または当館内において当館の定める利用規則を遵守しないおそれがあると認められるとき
 - 9.) 当ホテル施設を管轄する旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき

第5条 宿泊者の契約解除権等

1. 宿泊者は、当ホテルの責めに帰すべき事由により宿泊契約を解除するときは、当ホテルに申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 宿泊者は、キャンセル規定において変更・解約を不可とされているプランを除き、当ホテルに申し出て、宿泊契約を任意に解約することができます。この場合、当ホテルは、キャンセル規定に従い取消料を申し受けます。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後12時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を5時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

第6条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 1.) 宿泊者が宿泊に関して、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - 2.) 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき
 - 3.) 天災、施設の故障等、やむを得ない事情により宿泊させることができないとき
 - 4.) 宿泊者が次の(イ)から(ハ)に該当すると認められるとき
 - (イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他反社会的勢力であるとき
 - (ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体であるとき
 - (ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
 - 5.) 宿泊者が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき
 - 6.) 宿泊者が宿泊約款または当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき
 - 7.) 当ホテル施設を管轄する旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき
 - 8.) 宿泊者が保護者の許可なく、未成年者のみで宿泊しようとするとき

- 9.) 本項 3.) 号以外の理由により、当ホテルが契約した客室を宿泊者に提供できないとき
(ただし、この場合は可能な限り他の宿泊施設を斡旋するものとします。)
- 10.) 当ホテルの明確な承諾なく宿泊契約の地位または宿泊契約に基づく権利が譲渡されたと認められるとき
- 11.) 同一利用者による、合理的な理由のない、同一日における重複する宿泊契約の申込み、または類似の日程における複数の宿泊契約の申込みがされたと認められるとき

第7条 宿泊の登録

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルにおいて、次の事項を登録するものとします。
 - 1.) 宿泊者の氏名・住所・電話番号及び職業
 - 2.) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号
 - 3.) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊者が第10条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただくことがあります。

第8条 客室の使用時間

1. 宿泊者が当ホテルの客室を使用できる時間は、宿泊契約ごとに設定されたチェックイン時間からチェックアウト時間までとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けます。

第9条 利用規則の遵守

1. 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定め当ホテル内に掲示した利用規則に従うものとします。

第10条 料金の支払

1. 宿泊料金の内訳は、以下のとおりとします。
宿泊料金 追加料金 税金 サービス料 (その定めがある施設に限ります)
2. 宿泊料金等の支払は、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊契約の成立時からチェックアウトの時まで又は当ホテルが請求した時、当ホテルにお支払いいただきます。
3. 当ホテルは、当館が宿泊者に対する客室の提供の準備をし、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金を申し受けます。

第11条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第12条 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが承諾したとき（当ホテルが指定する方法による場合を含みます。）に限って責任をもって保管し、宿泊者がチェックインをする際にお渡しします。
2. 宿泊者がチェックアウトをしたのちの手荷物又は携行品は、当ホテルが予め承諾したときに限って責任をもって保管します。当ホテルが予め申し受けた手荷物又は携行品の預かり期間内に引取りがされないときは、故意に遺棄され所有権が放棄されたものとみなす取扱いをさせていただきます。
3. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品等の携行品が当ホテルの承諾なく残されていた場合において、意図的に放置されたことが合理的に推認される場合、またはチェックアウトの日から当ホテルの定める保管期間が経過しても携行品に関するご連絡がない場合には、故意に遺棄され所有権が放棄されたものとみなす取扱いをさせていただきます。

第13条 お持込品等の取扱い

1. 宿泊者がお持込みになった現金、貴重品、手荷物又は携行品については、宿泊者にて保管・管理していただくものとし、当ホテルが個別の手續においてにその保管・管理をお引き受けした場合を除き、毀損・汚損・紛失等について当ホテルに故意又は重大な過失がある場合に限り損害を賠償するものとします。
2. 前項の賠償については、客観的に損害額が立証されることを条件に当該損害を賠償するものとします。宿泊者の主観的な価値にかかわらず、損害額の客観的な評価が困難な場合については、10万円を限度に相当額を賠償します。

第14条 宿泊者の責任

1. 宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当ホテルは当該宿泊者からその損害を賠償していただきます。

第15条 違約金

1. 宿泊契約成立後、お客様ご都合によるキャンセルにつきましては、キャンセルポリシー別表第2に掲げるところによります。朝食付等の宿泊パッケージは、その公示額（以下、パッケージ料金とする）を違約金として収受します。

2. 同一の宿泊客が連続して宿泊する契約においては、第1日目の宿泊料（またはパッケージ料金）を違約金として収受します。
3. 団体客（15名以上）につきましては、契約締結時の契約書に定めた通り、別途違約金を定めま
- す。
4. その他、当ホテルが企画する宿泊パッケージにおいて、前途の規定とは異なる違約金を定めることがあります。

キャンセルポリシー別表第2

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日				
	30日前	14日前	8日前	7日前	5日前
8名まで	無料	無料	無料	無料	無料
9名以上	10%	20%	20%	30%	30%

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日					不泊
	4日前	3日前	2日前	前日	当日	
8名まで	10%	20%	30%	50%	100%	100%
9名以上	30%	50%	50%	80%	100%	100%

注1) 個人(1～8名まで)のお申込みであっても、宿泊予約の総日数が15日間を越えた場合、団体客としてみなすことがあります。

注2) 団体客の一部について宿泊予約の解除があった場合であって、次の各号全てに該当する場合は、違約金は発生しないものとします。

第16条 客室への入室について

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。
 - 1.) 清掃等当ホテルのサービスを提供するとき
 - 2.) 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - 3.) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき
 - 4.) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき
 - 5.) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当館が判断したとき

第17条 駐車場の責任

1. 宿泊者が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当館は駐車場所をお貸しするものであり、車両の管理責任や第三者による加害の防止の義務まで負うものではありません。

第18条 準拠法及び裁判管轄について

1. 宿泊約款は日本法に従って解釈され、宿泊約款に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

最終変更日 2026年6月1日 効力発生日 2026年6月1日